

2024年3月期決算 テレフォンカンファレンス

Q & A (日本郵政)

(2024年5月15日)

Q 2024年度の自己株式取得額を最大3,500億円とした考え方は、「相当規模の自己株式取得を継続」と資料に記載があるが、2025年度も今年度も同等の規模か。

A 2023年度に実施した市場買付による自己株式取得の状況も見て、ガイダンスさせていただいたとおり更なる株主還元の充実と資本効率の向上を目的とし、昨年度から500億円を追加した3,500億円が適当と考えたもの。今後は取得にかかる原資や資本効率の向上、配当収支の均衡などを考慮しながら決定していきたい。規模感を相当程度とした趣旨は必ずしも2023年度と同水準とするものではないが、来年度の規模については今後の状況を見て決めてまいりたい。

Q ゆうパックの中期的な戦略は前回の中計から変わっているのか。また、今後は単価上昇による収入増加よりも、数量獲得のほうが重要度は高いのか。

A 見直し前の中計から、ゆうパックなどの荷物分野が成長分野であると考えていることに変わりはない。今回の見直しにより、当社の強みが活かせる小型荷物を中心に荷物量を増加させていきたいというところを明確にした。なお、適正な単価をいただくことには変わりなく、今後も法人契約の見直しなどを行っていき、具体的な数字の回答は避けるものの、単価は上昇していくことを見込んでいる。

Q 郵便・物流事業について、郵便の料金改定は見込まれているか。どの程度の影響額か。

A 当社としては、2024年10月1日の実施を想定しており、2024年度計画にも反映している。2023年12月18日の「情報通信行政・郵政行政審議会 郵政行政分科会」資料にあるとおり、料金改定により2024年度は1,000億円以上の営業利益の増加を見込んでいる。

Q 郵便局窓口事業について、不動産事業が分離となる状況があるとしても、恒常的に赤字になっているが、保守的な前提なのか。

A 収益面では、過年度の新規保険募集の低調による保険受託手数料の減少のほか、うちよ直営店コストの減少による銀行受託手数料の減少が見込まれる。また、費用面では、人件費単価や諸物価の上昇のほか、オペレーション改革に向けた業務用端末の配備などの将来の成長に向けた支出などを予定している。

赤字が継続しないよう各種取組を実施し、効率化を進めていくことで2026年度以降は黒字基調への転換を目指す。

Q 銀行や保険の手数料の見直しはあるのか。

A コストの上昇は今後も継続することが予想される中、郵便局窓口事業において安定的な利益を確保するためには、グループ一体となって、同事業のトップラインを向上させていくこと、中でも、グループ全体としても収益の軸となる金融ビジネスの収益向上を図りつつ、金融代理業の更なる収益向上策の検討を進める必要がある。

手数料体系の見直しなどもこの検討からは排除されないが、当然にアームズ・レングス・ルールの順守など、対外的に合理的な説明が可能な範囲での見直しである必要があり、今後各社での調整を進めていくこととしている。

Q 郵便料金の値上げ効果は、2024年度が1,000億円程度、2025年度が2,000億円程度と審議会の資料から推測できるが、郵便・物流事業の2025年度の営業利益が900億円であり、増加幅が小さいように思える。要因を教えてください。

A 収益面では、ご認識のとおり郵便料金改定の影響を見込んでいるものの、郵便の通数減も見込まれること、また、費用面では、単価上昇などによる人件費の増加や、効率的なオペレーションの構築に向けた費用などを見込んでいることによるもの。

Q ゆうパックの値上げについて、法人との交渉の状況や手ごたえは。

A 2023年10月の基本運賃改定以降、中小口の法人契約を中心に交渉及び改定を実施済み。大口の法人契約の見直しなどについても継続して取り組んでいるところ。個別の交渉状況については、回答を差し控えたい。

以上

本資料は、本カンファレンスにおける質疑応答をとりまとめたものです。内容については、理解促進に向けた部分的加筆・修正をしています。

本資料には、本カンファレンス実施日時点における日本郵政グループ及びグループ各社の見通し・目標等の将来に関する記述がなされています。

これらは、本資料の作成時点において入手可能な情報、予測や作成時点における仮定に基づいた当社の判断等によって記述されたものであります。

そのため、今後、地政学上のリスクによる経済情勢や景気動向、法令規制の変化その他の幅広いリスク・要因の影響を受け、実際の経営成績等が本資料に記載された内容と異なる可能性があることにご留意ください。

本資料は、当社又はその子会社の株式その他の有価証券の勧誘を構成するものではありません。

また、本資料は、米国における又は米国人に対する有価証券の販売の勧誘を構成するものではありません。当社の有価証券は1933年米国証券法に基づく登録は行われておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募又は売出しが行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。